

第17回 医師の働き方改革の推進に関する検討会	参考資料1-3
令和4年3月23日	

基 発 0119 第 9 号
令 和 4 年 1 月 19 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働基準法施行規則の一部を改正する省令等の公布等について

「労働基準法施行規則の一部を改正する省令」（令和4年厚生労働省令第5号）、
「医療法第128条の規定により読み替えて適用する労働基準法第141条第2項の厚生労働省令で定める時間等を定める省令」（令和4年厚生労働省令第6号）及び「労働基準法施行規則第六十九条の三第二項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める要件」（令和4年厚生労働省告示第6号）が本日公布・告示されたところである。これらは、医業に従事する医師に関する時間外・休日労働の上限時間等について定めたものであり、その主たる内容は下記のとおりであるので、貴職におかれては、法の円滑な施行に万全を期すため、所要の準備に努められたい。

記

第1 労働基準法施行規則の一部を改正する省令

- 1 特定医師（労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号。以下「則」という。）第69条の2関係）

労働基準法（以下「法」という。）第141条第1項の厚生労働省令で定める者は、病院若しくは診療所において勤務する医師（医療を受ける者に対する診療を直接の目的とする業務を行わない者を除く。）又は介護老人保健施設若しくは介護医療院において勤務する医師（以下「特定医師」という。）をいうものとしたこと。

- 2 特定医師に関する法第36条第1項の協定（則第69条の3第2項関係）

法第141条第1項の場合において、法第36条第1項の協定に、厚生労働省令

で定める事項として、則第 69 条の 3 第 1 項の規定により読み替えて適用する則第 17 条第 1 項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとしたこと。

- (1) 対象期間における 1 日、1 箇月及び 1 年のそれぞれの期間について労働時間を延長して労働させることができる時間又は労働させることができる休日の日数
 - (2) 病院若しくは診療所の開設者が当該病院若しくは当該診療所を管理させることとした者又は介護老人保健施設若しくは介護医療院の開設者が当該介護老人保健施設若しくは当該介護医療院を管理させることとした者（以下「管理者」という。）に、1 箇月について労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させる時間が 100 時間以上となることが見込まれる特定医師に対して厚生労働大臣が定める要件に該当する面接指導を行わせること
 - (3) 管理者に、第 1 の 2 の (2) の規定による面接指導（面接指導の対象となる特定医師の希望により、当該管理者の指定した医師以外の医師が行った面接指導であって、当該管理者がその結果を証明する書面の提出を受けたものを含む。）の結果に基づき、当該面接指導を受けた特定医師の健康を保持するために必要な措置について、当該面接指導が行われた後（当該管理者の指定した医師以外の医師が当該面接指導を行った場合にあつては、当該管理者がその結果を証明する書面の提出を受けた後）、遅滞なく、当該面接指導を行った医師の意見を聴かせること
 - (4) 管理者に、第 1 の 2 の (2) の規定による面接指導を行った医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該面接指導を受けた特定医師の実情を考慮して、遅滞なく、労働時間の短縮、宿直の回数の減少その他の適切な措置を講じさせること
 - (5) 管理者に、医療法第 108 条第 6 項の規定により、1 箇月について労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させる時間が特に長時間である特定医師に対して労働時間の短縮のために必要な措置を講じさせること
- 3 特定医師に関する限度時間（則第 69 条の 3 第 5 項関係）
- 法第 141 条第 1 項（医療法第 128 条の規定により適用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する法第 36 条第 3 項の厚生労働省令で定める時間は、1 箇月について 45 時間及び 1 年について 360 時間（法第 32 条の 4 第 1 項第 2 号の対象期間として 3 箇月を超える期間を定めて同条の規定により労働させる場合にあつては、1 箇月について 42 時間及び 1 年について 320 時間）としたこと。

4 時間外・休日労働の上限時間（則第 69 条の 4 及び第 69 条の 5 関係）

(1) 法第 141 条第 2 項の厚生労働省令で定める時間は、労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させることができる時間について、1 箇月について 100 時間未満及び 1 年について 960 時間としたこと。ただし、法第 36 条第 1 項の協定に第 1 の 2 の (2) から (4) までに規定する事項を定めた場合にあっては、1 年について 960 時間としたこと。

(2) 法第 141 条第 3 項の厚生労働省令で定める時間は、労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させる時間について、1 箇月について 100 時間未満及び 1 年について 960 時間としたこと。ただし、第 1 の 2 の (2) の面接指導が行われ、かつ、第 1 の 2 の (4) の措置が講じられた特定医師については 1 年について 960 時間としたこと。

5 施行期日等（附則第 1 条及び第 2 条等関係）

(1) この省令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものとしたこと。

(2) 法第 36 条第 1 項の協定の届出について、必要な経過措置を定めることとしたこと。

(3) その他所要の改正を行うものとしたこと。

第 2 医療法第 128 条の規定により読み替えて適用する労働基準法第 141 条第 2 項の厚生労働省令で定める時間等を定める省令

1 時間外・休日労働の上限時間（第 1 条及び第 2 条関係）

(1) 医療法第 128 条の規定により読み替えて適用する法第 141 条第 2 項の厚生労働省令で定める時間は、次のア又はイに掲げる特定医師（以下「BC 水準適用医師」という。）の区分に応じ、それぞれア又はイに定める時間としたこと。

ア 医療法第 113 条第 1 項の規定に基づき特定地域医療提供機関として指定されている病院又は診療所（以下「特定地域医療提供機関」という。）、同法第 119 条第 1 項の規定に基づき技能向上集中研修機関として指定されている病院又は診療所（以下「技能向上集中研修機関」という。）又は同法第 120 条第 1 項の規定に基づき特定高度技能研修機関として指定されている病院又は診療所（以下「特定高度技能研修機関」という。）において当該指定に係る業務に従事する BC 水準適用医師

労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させることができる時間について、1 箇月について 100 時間未満及び 1 年について 1,860 時間。ただし、法第 36 条第 1 項の協定に第 2 の 2 の (2) から (4) までに規定する事項を定めた場合にあっては、1 年について 1,860 時間。

イ 医療法第 118 条第 1 項の規定に基づき連携型特定地域医療提供機関とし

て指定されている病院又は診療所（以下「連携型特定地域医療提供機関」という。）から他の病院又は診療所に派遣されるBC水準適用医師（同項に規定する派遣に係るものに限る。）

労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させることができる時間について、1箇月について100時間未満及び1年について960時間。ただし、法第36条第1項の協定に第2の2の(2)から(4)までに規定する事項を定めた場合にあつては、1年について960時間。

- (2) 医療法第128条の規定により読み替えて適用する法第141条第3項の厚生労働省令で定める時間は、労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させる時間について、1箇月について100時間未満及び1年について1,860時間としたこと。ただし、第2の2の(2)の面接指導が行われ、かつ、第2の2の(4)の措置が講じられたBC水準適用医師については1年について1,860時間としたこと。

2 特定地域医療提供機関、連携型特定地域医療提供機関、技能向上集中研修機関及び特定高度技能研修機関における法第36条第1項の協定（第3条関係）

特定地域医療提供機関、連携型特定地域医療提供機関、技能向上集中研修機関及び特定高度技能研修機関（以下「特定労務管理対象機関」という。）において法第36条第1項の協定をする場合には、法第36条第2項第5号の厚生労働省令で定める事項として、則第69条の3第1項の規定により読み替えて適用する則第17条第1項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとしたこと。

- (1) 対象期間における1日、1箇月及び1年のそれぞれの期間について労働時間を延長して労働させることができる時間又は労働させることができる休日の日数
- (2) 管理者に、1箇月について労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させる時間が100時間以上となることが見込まれるBC水準適用医師に対して厚生労働大臣が定める要件に該当する面接指導を行わせること
- (3) 管理者に、第2の2の(2)の規定による面接指導（面接指導の対象となるBC水準適用医師の希望により、当該管理者の指定した医師以外の医師が行った面接指導であつて、当該管理者がその結果を証明する書面の提出を受けたものを含む。）の結果に基づき、当該面接指導を受けたBC水準適用医師の健康を保持するために必要な措置について、当該面接指導が行われた後（当該管理者の指定した医師以外の医師が当該面接指導を行った場合にあつては、当該管理者がその結果を証明する書面の提出を受けた後）、遅滞なく、当該面

面接指導を行った医師の意見を聴かせること

- (4) 管理者に、第2の2の(2)の規定による面接指導を行った医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該面接指導を受けたBC水準適用医師の実情を考慮して、遅滞なく、労働時間の短縮、宿直の回数の減少その他の適切な措置を講じさせること
- (5) 管理者に、医療法第108条第6項の規定により、1箇月について労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させる時間が特に長時間であるBC水準適用医師に対して労働時間の短縮のために必要な措置を講じさせること
- (6) 管理者に、医療法第123条第1項及び第2項の規定により、休息時間を確保させること

3 施行期日等（附則第1条及び第2条等関係）

(1) 施行期日

この省令は、令和6年4月1日から施行するものとしたこと。

(2) その他所要の規定の整備を行うものとしたこと。

(3) 検討規定

第2の1（技能向上集中研修機関において当該技能向上集中研修機関が受けた指定に係る業務に従事するBC水準適用医師及び特定高度技能研修機関において当該特定高度技能研修機関が受けた指定に係る業務に従事するBC水準適用医師に係る部分を除く。）の時間については、令和18年3月31日を目途に当該時間を第1の4の時間とすることを目標として、この省令の施行後3年ごとに、BC水準適用医師の労働時間の動向その他の状況を勘案して必要な見直しを行うものとしたこと。

第3 労働基準法施行規則第六十九条の三第二項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める要件

1 第1の2の(2)、第2の2の(2)の面接指導の要件

- (1) 管理者が、事前に次に掲げる事項を確認した上で、1箇月について労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させる時間（以下「時間外・休日労働時間」という。）が100時間に達するまでの間に行われるものであることとしたこと。ただし、特定医師のうち、特定労務管理対象機関において勤務するBC水準適用医師以外の医師については、疲労の蓄積が認められない場合は、時間外・休日労働時間が100時間に達するまでの間又は100時間以上となった後に遅滞なく行われるものであることとしたこと。

- ア 時間外・休日労働時間が 100 時間以上となることが見込まれる者（以下「面接指導対象医師」という。）の勤務の状況
- イ 当該面接指導対象医師の睡眠の状況
- ウ 当該面接指導対象医師の疲労の蓄積の状況
- エ イ及びウに掲げるもののほか、当該面接指導対象医師の心身の状況
- オ 面接指導を受ける意思の有無

(2) 医療法第 108 条第 1 項に規定する面接指導実施医師（以下「面接指導実施医師」という。）により行われるものであることとしたこと。

(3) 当該面接指導を行う面接指導実施医師が、管理者から、面接指導対象医師の労働時間に関する情報その他の面接指導を適切に行うために必要な情報として次に掲げるものの提供を受けていることとしたこと。ただし、アに掲げる情報については、当該面接指導対象医師の時間外・休日労働時間が 100 時間以上となることが見込まれることの確認を行った後速やかに、イに掲げる情報については、当該面接指導実施医師から当該情報の提供を求められた後速やかに、それぞれ提供されなければならないものとしたこと。

ア 当該面接指導対象医師の氏名及び当該面接指導対象医師に係る第 3 の 1 の(1)のアからオまでに掲げる事項に関する情報

イ アに掲げるもののほか、当該面接指導対象医師の業務に関する情報であって、当該面接指導実施医師が当該面接指導対象医師の面接指導を適切に行うために必要と認めるもの

(4) 当該面接指導実施医師が次に掲げる事項について確認を行うものとしたこと。

ア 当該面接指導対象医師の勤務の状況

イ 当該面接指導対象医師の睡眠の状況

ウ 当該面接指導対象医師の疲労の蓄積の状況

エ イ及びウに掲げるもののほか、当該面接指導対象医師の心身の状況

2 適用期日

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から適用するものとしたこと。



(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕

- 労働基準法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働五）
- 医療法第百二十八条の規定により読み替えて適用する労働基準法第百四十一条第二項の厚生労働省令で定める時間等を定める省令（同六）

六 六

〔告示〕

- 労働基準法施行規則第六十九条の三第二項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める要件（厚生労働六）

七

省 令

○厚生労働省令第五号

労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十六条第一項及び第二項第五号並びに第四百四十一条第一項から第三項まで並びに同条第一項（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第二十五条の五第一項に規定する病院をいう。次条第二項第二号において同じ。）若しくは診療所（同法第一条の五第二項に規定する診療所をいう。次条第二項第二号において同じ。）において勤務する医師（医療を受ける者に対する診療を直接の目的とする業務を行わない者を除く。）又は介護老人保健施設（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設をいう。次条第二項第二号において同じ。）若しくは介護医療院（同法第八条第二十九項に規定する介護医療院をいう。次条第二項第二号において同じ。）において勤務する医師（以下「特定医師」という。）をいう。

労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

		改 正 後			改 正 前
附 則		附 則		附 則	
第六十九条の二		第六十九条の二		第六十九条の二	
法第百四十一条第一項の厚生労働省令で定める者は、病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院をいう。次条第二項第二号において同じ。）若しくは診療所（同法第一条の五第二項に規定する診療所をいう。次条第二項第二号において同じ。）において勤務する医師（医療を受ける者に対する診療を直接の目的とする業務を行わない者を除く。）又は介護老人保健施設（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設をいう。次条第二項第二号において同じ。）若しくは介護医療院（同法第八条第二十九項に規定する介護医療院をいう。次条第二項第二号において同じ。）において勤務する医師（以下「特定医師」という。）をいう。		（新設）		（新設）	
第六十九条の三		第六十九条の三		第六十九条の三	
法第百四十一条第一項（医療法第百二十八条の規定により適用する場合を含む。第五項において同じ。）の規定により法第三十六条の規定を読み替えて適用する場合における第十七条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。ただし、医療法第百二十八条の規定により読み替えられた場合にあつては、同表第一項ただし書きの項中「法第百四十一条第二項」とあるのは「医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第百二十八条の規定により読み替えて適用する法第百四十一条第二項」と、同表第一項第三号の項中「法第百四十一条第三項」とあるのは「医療法第百二十八条の規定により読み替えて適用する法第百四十一条第三項」とする。		（新設）		（新設）	
第一項ただし書き	同条第五項	法第百四十一条第二項			
第一項第二号	法第三十六条第二項第四号	第六十九条の三第二項第一号			
第一項第三号	法第三十六条第六項第二号及び第三号	法第百四十一条第三項			

厚生労働大臣 後藤 茂之

<p>第一項第四号</p>	<p>法第三十六条第三項の限度時間</p>	<p>法第四十一条第一項（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第二百二十八条の規定により適用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する法第三十六条第三項の厚生労働省令で定める時間</p>
<p>② 法第四十一条第一項の場合において、法第三十六条第一項の協定に、同条第二項第五号の厚生労働省令で定める事項として、前項の規定により読み替えて適用する第十七条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 対象期間における一日、一箇月及び一年のそれぞれの期間について労働時間を延長して労働させることができる時間又は労働させることができる休日の日数</p> <p>二 医療法第十条の規定により病院若しくは診療所の開設者が当該病院若しくは当該診療所を管理することとした者又は介護保険法第九十五条若しくは同法第九十九条の規定により介護老人保健施設若しくは介護医療院の開設者が当該介護老人保健施設若しくは当該介護医療院を管理することとした者（以下この項において「管理者」という。）に、一箇月について労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させる時間が百時間以上となることが見込まれる特定医師に対して厚生労働大臣が定める要件に該当する面接指導を行わせること。</p> <p>三 管理者に、前号の規定による面接指導（面接指導の対象となる特定医師の希望により、当該管理者の指定した医師以外の医師が行った面接指導であつて、当該管理者がその結果を証明する書面の提出を受けたものを含む。）の結果に基づき、当該面接指導を受けた特定医師の健康を保持するために必要な措置について、当該面接指導が行われた後（当該管理者の指定した医師以外の医師が当該面接指導を行った場合にあつては、当該管理者がその結果を証明する書面の提出を受けた後）、遅滞なく、当該面接指導を行った医師の意見を聴かせること。</p> <p>四 管理者に、第二号の規定による面接指導を行った医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該面接指導を受けた特定医師の実情を考慮して、遅滞なく、労働時間の短縮、宿直の回数の減少その他の適切な措置を講じさせること。</p> <p>五 管理者に、医療法第八十六条の規定により、一箇月について労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させる時間が特に長時間である特定医師に対して労働時間の短縮のために必要な措置を講じさせること。</p> <p>③ 前項第三号の書面は、当該特定医師の受けた面接指導について、次に掲げる事項を記載したものでなければならぬ。</p> <p>一 実施年月日</p> <p>二 当該面接指導を受けた特定医師の氏名</p> <p>三 当該面接指導を行った医師の氏名</p> <p>四 当該面接指導を受けた特定医師の疲労の蓄積の状況</p> <p>五 当該面接指導を受けた特定医師の睡眠の状況</p> <p>六 前二号に掲げるもののほか、当該面接指導を受けた特定医師の心身の状況</p>		

④ 第二項第二号から第五号までの事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める場合には、法第三十六条第一項の協定に定めないことができる。

一 第二項第二号から第四号までに掲げる事項 一箇月について労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させる時間が百時間以上となることが見込まれない場合

二 第二項第五号に掲げる事項 一箇月について労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させる時間が特に長時間となることが見込まれない場合

⑤ 法第四十一条第一項の規定により読み替えて適用する法第三十六条第三項の厚生労働省令で定める時間は、一箇月について四十五時間及び一年について三百六十時間（法第三十二条の四第一項第二号の対象期間として三箇月を超える期間を定めて同条の規定により労働させる場合にあつては、一箇月について四十二時間及び一年について三百二十時間）とする。

第六十九條の四 法第四十一条第二項の厚生労働省令で定める時間は、労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させることができる時間について、一箇月について百時間未満及び一年について九百六十時間とする。ただし、法第三十六条第一項の協定に前条第二項第二号から第四号までに規定する事項を定めた場合にあつては、一年について九百六十時間とする。

第六十九條の五 法第四十一条第三項の厚生労働省令で定める時間は、労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させる時間について、一箇月について百時間未満及び一年について九百六十時間とする。ただし、第六十九條の三第二項第二号に規定する面接指導が行われ、かつ、同項第四号に規定する措置が講じられた特定医師については一年について九百六十時間とする。

第七十條 第十六條第一項の規定にかかわらず、法第三十六条第二項第一号に規定する労働者に特定医師が含まれている場合における同条第一項の規定による届出は、様式第九号の四（法第四十一条第二項（医療法第二百二十八條の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する事項に関する定めをする場合にあつては、様式第九号の五）により、所轄労働基準監督署長にしなければならない。

② (略)
③ 第十六條第三項の規定は、第一項の届出について準用する。
(削る)

第七十一條 (略)

(新設)

(新設)

第七十條 第十六條第一項の規定にかかわらず、法第三十九條第二項、第四十條第二項、第四十一條第四項又は第四十二條の規定により読み替えて適用する法第三十六条第一項（以下この条及び次条において「読替後の法第三十六条第一項」という。）の規定による届出は、令和六年三月三十一日までの間、様式第九号の四（第二十四條の二第四項の規定により法第三十八條の二第二項の協定の内容を読替後の法第三十六条第一項の規定による届出に付記して届け出る場合にあつては様式第九号の五、労使委員会の決議を届け出る場合にあつては様式第九号の六、労働時間等設定改善委員会の決議を届け出る場合にあつては様式第九号の七）により、所轄労働基準監督署長にしなければならない。

② (略)
(新設)

第七十一條 読替後の法第三十六条第一項の規定については、令和六年三月三十一日までの間、第十七條第一項第三号から第七号までの規定は適用しない。

第七十二條 (略)

様式第九号の四を次のように改める。

様式第九号の4 (第70条関係)

時間外労働に関する協定届
休日労働

労働保険番号	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
法人番号	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

事業の種類	事業の名称	事業の所在地 (電話番号)	協定の有効期間	事業の所在地 (電話番号)		
				(〒 — —)	(電話番号： — —)	
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の方)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数 1年(①)については360時間まで、 ②については320時間まで) 起算日 (年月日)
					法定労働時間を超える時間数 (任意)	
休日労働	② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の方)	所定休日 (任意)	労働させることができる 法定休日の日数	労働させることができる 休日における始業及び終業の時刻

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと(医業に従事する医師を除く)。
□(チェックボックスに要チェック)

【医業に従事する医師】

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ1年について960時間(日本准医療機関若しくは診療所に係る派遣される医師(当該指定に係る派遣に限る。)については1,860時間)以下でなければならず(ただし、1箇月について100時間以上となることが見込まれる医師について、面接指導を実施し、健康確保のために必要な就業上の適切な措置を講ずる場合は、1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が100時間以上になっても差し支えない)。
□(チェックボックスに要チェック)

1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が100時間以上となるが見込まれる場合、以下の措置を講ずること。

1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が100時間以上となる前(又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者が)に到達する前に疲労の蓄積の状況等を確認し、面接指導を行うこと(日本准医療機関で勤務する医師で疲労の蓄積が認められない場合は、100時間以上となった後の面接指導でも差し支えない)。また、面接指導を行った医師の意見を踏まえ、労働者の健康確保のために必要な就業上の適切な措置を講ずること。 □(チェックボックスに要チェック)	1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が155時間を超えた場合、労働時間短縮のための具体的な措置を行うこと。 □(チェックボックスに要チェック)
---	---

協定の成立年月日 年 月 日 職名 氏名

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名 氏名

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法 ()

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表すること。
□(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。
□(チェックボックスに要チェック)

年 月 日 職名 氏名
労働基準監督署長殿

様式第9号の4 (第70条関係) (裏面)

(記載心得)

1 「業務の種類」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせる必要のある業務を具体的に記入し、労働基準法第36条第1項第1号の健康上特に有害な業務について協定をした場合には、当該業務を他の業務と区別して記入すること。なお、業務の種類を記入するに当たっては、業務の区分を細分化することにより当該業務の範囲を明確にしなければならないことに留意すること。

2 「労働者数(満18歳以上の者)」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる労働者の数を記入すること。

3 「延長することができる時間数」の欄の記入に当たっては、次のとおりとすること。時間数は労働基準法第32条から第32条の5まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間(以下「法定労働時間」という。)を超える時間数を記入すること。

(1) 「1日」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、1日についての延長することができる限度となる時間数を記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。

(2) 「1箇月」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、「1年」の欄に記入する「起算日」において定める日から1箇月ごとについての延長することができる限度となる時間数を45時間(対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者については、42時間)の範囲内で記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合には、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。

(3) 「1年」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、「起算日」において定める日から1年についての延長することができる限度となる時間数を360時間(対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者については、320時間)の範囲内で記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合には、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。

4 上記3について、同欄に記入する時間数にかかわらず、医業に従事する医師以外の者については、時間外労働及び休日労働を合算した時間数が1箇月について100時間以上となつた場合、及び2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えた場合には労働基準法違反(同法第119条の規定により6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金)となることに留意すること。また、医業に従事する医師については、同欄に記入する時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数が1箇月について100時間以上となつた場合(労働基準法施行規則第69条の3第2項第2号から第4号まで又は医療法第百二十八条の規定により読み替へて適用する労働基準法第百四十一条第二項の厚生労働省令で定める時間数を定める省令第3条第1項第2号から第4号までに規定するところにより面接指導等を行った場合(A水俣医療機関で勤務する医師については事後の面接指導を行った場合も含む。)、及び1年について960時間(B水俣医療機関若しくはC水俣医療機関において当該指定に係る業務に従事する医師又は連携B水俣医療機関から他の病院若しくは診療所に派遣される医師(当該指定に係る派遣に係るものに限る。))については1,860時間)を超えた場合には労働基準法違反(同法第141条第5項の規定により6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金)となることに留意すること。

5 ②の欄は、労働基準法第32条の4の規定による労働時間により労働する労働者(対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者に限る。)について記入すること。なお、延長することができる時間の上限は①の欄の労働者よりも短い(1箇月42時間、1年320時間)ことに留意すること。

6 「労働させることができる法定休日の数」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日(1週1休又は4週4休であることに留意すること。)に労働させることができる日数を記入すること。

7 労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻を記入すること。労働基準法第35条の規定による休日であつて労働させることができる日の始業及び終業の時刻を記入すること。

8 (1) 労働基準法第36条第6項第2号及び第3号の要件を遵守する趣旨のチェックボックスについて、「2箇月から6箇月まで」とは、起算日をまたぐケースも含め、連続した2箇月から6箇月までの期間を指すことに留意すること。また、チェックボックスにチェックがない場合には有効な協定とはならないことに留意すること(医業に従事する医師は除く。)

(2) 「医業に従事する医師」とは、労働基準法第141条第1項に規定する医師をいうこと。

(3) 医業に従事する医師についての労働時間上限を遵守する趣旨のチェックボックスに係る記載並びに1箇月の

時間外労働及び休日労働を合算した時間数が100時間以上となることが見込まれる場合のチェックボックスに係る記載中の面接指導及び健康確保のために必要な就業上の適切な措置とは、労働基準法施行規則第69条の3第2項第2号から第4号まで又は医療法第百二十八条の規定により読み替へて適用する労働基準法第百四十一条第二項の厚生労働省令で定める時間等を定める省令第3条第1項第2号から第4号までに規定するものであること。

(4) 1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が150時間(医療法施行規則に定める時間)を超えた場合に行うべき労働時間短縮のための具体的な措置は、医療法第108条第6項に規定する措置とすること。

(5) 医業に従事する医師についてチェックボックスが設けられている項目のうち、該当する項目であるにもかかわらず、チェックボックスにチェックがない場合には有効な協定とはならないことに留意すること。

9 「A水俣医療機関」とは病院(医療法第1条の5第1項に規定する病院をいう。)若しくは診療所(同条第2項に規定する診療所をいう。)又は介護老人保健施設(介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。)若しくは介護医療院(同条第29項に規定する介護医療院をいう。)、のうち医療法に基づいて指定を受けた介護老人保健施設をいう。 「B水俣医療機関」とは医療法第113条第1項の規定による指定を受けた病院又は診療所を、「連携B水俣医療機関」とは同法第118条第1項の規定による指定を受けた病院又は診療所を、「C水俣医療機関」とは同法第119条第1項又は第120条第1項の規定による指定を受けた病院又は診療所をいうこと。

10 協定については、労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。

11 本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。

12 本様式で記入部分が見られない場合は同一様式を使用すること。この場合、必要のある事項のみ記入することで差し支えない。

(備考)

1 労働基準法施行規則第24条の2第4項の規定により、労働基準法第30条の2第2項の規定(事業場外で従事する業務の遂行に通常必要とされる時間を協定する場合の当該規定)の内容を本様式に併記して届け出る場合には、事業場外労働の対象業務については他の業種とは区別し、事業場外労働の対象業務である旨を括弧書きした上で、「所定労働時間」の欄には当該業務の遂行に通常必要とされる時間を括弧書きすること。また、「協定の有効期間」の欄には事業場外労働に関する協定の有効期間を括弧書きすること。

2 労働基準法第30条の4第4項の規定により、労使委員会が設置されている事業場において、本様式を労使委員会の決議として届け出る場合においては、委員の5分の4以上多数による議決により行われたものである旨、委員の氏名を記入した旨を別途届出することとし、本様式中「協定」とあるのは「労使委員会の決議」と、「協定の当事者である労働組合」とあるのは「委員会の委員の半数以上」について、任命を定めて指名された労働組合」と、「協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法」とあるのは「委員会の委員の半数以上」について、任命を定めて指名された委員とその他の委員とで区別することとし、任命を定めて指名された委員の氏名を記入するに当たっては、同条第1号の規定により、労働者の過半数を代表する者の場合においては、推薦に基づき指名された委員の氏名を記入するに当たっては、同条第1号の規定により、労働者の過半数を代表する者の場合においては、推薦に基づき指名された委員の氏名を記入すること。また、「協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法」とあるのは「委員会の委員の半数以上」について、任命を定めて指名された委員の氏名を記入することとする。

3 労働時間等協定(協定)に関する特別措置法第7条の規定により、労働時間等協定設置委員会が設置されている事業場において、本様式を労働時間等協定設置委員会の決議として届け出る場合においては、委員の5分の4以上の多数による議決により行われたものである旨、委員の氏名を記入した旨を別途届出することとし、本様式中「協定」とあるのは「労働時間等協定設置委員会の決議」とあるのは「委員会の委員の半数以上」について、任命を定めて指名された労働組合」と、「協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法」とあるのは「委員会の委員の半数以上」について、任命を定めて指名された委員とその他の委員とで区別することとし、任命に基づき指名された委員の氏名を記入するに当たっては、同条第1号の規定により、労働者の過半数を代表する者の場合においては、推薦に基づき指名された委員の氏名を記入することとする。

様式第9号の5（第70条関係）（裏面）

（記載心得）

- 「業務の種類」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせる必要のある業務を具体的に記入し、労働基準法第36条第6項第1号の健康上特に有害な業務について協定をした場合には、当該業務を他の業務と区別して記入すること。なお、業務の種類を明確にしなければならないことに留意すること。により当該業務の範囲を明確にしなければならないことに留意すること。
 - 「労働者数（満18歳以上の者）」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる労働者の数を記入すること。
 - 「延長することができる時間数」の欄の記入に当たっては、次のとおりとすること。時間数は労働基準法第32条から第32条の5まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間（以下「法定労働時間」という。）を超える時間数を記入すること。
 - 「1日」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、1日についての延長することができる限度となる時間数を記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、「1年」の欄に記入する「起算日」において定める日から1箇月ごとについての延長することができる限度となる時間数を45時間（対象期間が3箇月を超える1年単位の变形労働時間制により労働する者については、42時間）の範囲内で記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超えて延長することができる時間数である。
 - 「1年」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、「起算日」において定める日から1年についての延長することができる限度となる時間数を360時間（対象期間が3箇月を超える1年単位の变形労働時間制により労働する者については、320時間）の範囲内で記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超えて延長することができる時間数である。
 - 上記3について、同欄に記入する時間数にかかわらず、医業に従事する医師以外の者については、時間外労働及び休日労働を合算した時間数が1箇月について100時間以上となつた場合、及び2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えた場合には労働基準法違反（同法第119条の規定により6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金）となることに留意すること。また、医業に従事する医師については、同欄に記入する時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数が1箇月について100時間以上となつた場合（労働基準法施行規則第69条の3第2項第2号から第4号まで又は医療法第百二十八条の規定により読み替えて適用する労働基準法第百四十一条第二項の厚生労働省令で定められた場合（A水準医療機関で勤務する医師については事後の面接指導を行った場合も含む。）、及び1年について960時間（B水準医療機関若しくはC水準医療機関において当該指定に係る業務に従事する医師又は連携B水準医療機関から他の病院若しくは診療所に派遣される医師（当該指定に係る派遣に係るものに限る。）については1,860時間）を超える場合には労働基準法違反（同法第141条第5項の規定により6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金）となることに留意すること。
 - ②の欄は、労働基準法第32条の4の規定による労働時間により労働する労働者（対象期間が3箇月を超える1年単位の变形労働時間制により労働する者に限る。）について記入すること。なお、延長することができる時間の上限は①の欄の労働者よりも短い（1箇月42時間、1年320時間）ことに留意すること。
- 「労働させることができる法定休日の日数」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日（1週1休又は4週4休であることに留意すること。）に労働させることができる日数を記入すること。
 - 「労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日であつて労働させることができる日の始業及び終業の時刻を記入すること。
 - （1）労働基準法第36条第6項第2号及び第3号の要件を遵守する趣旨のチェックボックスについて、「2箇月から6箇月まで」とは、起算日をまたぐケースも含め、連続した2箇月から6箇月までの期間を指すことに留意すること。また、チェックボックスにチェックがない場合には有効な協定とはならないことに留意すること。（医業に従事する医師は除く。）。
 - （2）「医業に従事する医師」とは、労働基準法第141条第1項に規定する医師をいうこと。また、医業に従事する医師については有効な協定とはならないことに留意すること。
 - 「A水準医療機関」とは病院（医療法第1条の5第1項に規定する病院をいう。）若しくは診療所（同法第2項に規定する診療所をいう。）又は介護老人保健施設（介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。）若しくは介護医療院（司条第29項に規定する介護医療院をいう。）のうち医療法に基づく次のいずれかの指定も受けていないものをいい、「B水準医療機関」とは医療法第113条第1項の規定による指定を受けた病院又は診療所を、「連携B水準医療機関」とは同法第118条第1項の規定による指定を受けた病院又は診療所を、「C水準医療機関」とは同法第119条第1項又は第120条第1項の規定による指定を受けた病院又は診療所をいうこと。
 - 上記8（2）に關し、チェックボックスに係る記載中の面接指導及び健康確保のために必要な就業上の適切な措置とは、労働基準法施行規則第69条の3第2項第2号から第4号まで又は医療法第百二十八条の規定により読み替えて適用する労働基準法第百四十一条第二項の厚生労働省令で定める時間等を定める省令第3条第1項第2号から第4号までで規定するものであること。
 - 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、举手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。
 - 本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。
 - 本様式で記入部分が足りない場合は同一様式を使用すること。この場合、必要のある事項のみ記入すること。で差し支えない。

（備考）

労働基準法施行規則第24条の2第4項の規定により、労働基準法第38条の2第2項の協定（事業場外で従事する業務の遂行に通常必要とされる時間を協定する場合の当該協定）の内容を本様式に付記して届け出る場合においては、事業場外労働の対象業務については他の業務とは区別し、事業場外労働の対象業務である旨を括弧書きした上で、「所定労働時間」の欄には当該業務の遂行に通常必要とされる時間を括弧書きすること。また、「協定の有効期間」の欄には事業場外労働に関する協定の有効期間を括弧書きすること。

様式第9号の5 (第70条関係)

時間外労働 に関する協定届 (特別条項)
休日労働

① (下記②-⑤以外の者)	② A 水俣医療機関で勤務する医師	③ B 水俣医療機関で対象業務に従事する医師	④ 連携B水俣医療機関で対象業務に従事する医師	⑤ C 水俣医療機関で対象業務に従事する医師	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月				1年			
							延長することができる時間数	法定労働時間を超える時間数	延長することができる時間数	法定労働時間を超える時間数と休日える時間数を合算した時間数	延長することができる時間数	法定労働時間を超えたる労働に係る割増賃金率	延長することができる時間数	法定労働時間を超える時間数	1年 (年月日)	起算日
							延長することができる時間数	法定労働時間を超える時間数	限度時間を超えて労働させることができる回数(①については、労働の時間数を合算した時間数(②-⑤については任意))	延長することができる時間数	法定労働時間を超えたる労働に係る割増賃金率	法定労働時間を超える時間数				

1日 (任意)
1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。ただし、②-⑤については、面接指導を実施し、健康確保のために必要な就業上の適切な措置を講ずることとしている場合はこの限りではない。)

1年 (①については720時間以内(時間外労働のみ)、②-⑤については960時間以内、②-⑤については1,860時間以内(②-⑤は時間外労働及び休日労働を合算した時間数)に限る。)
(年月日) 起算日

延長することができる時間数
法定労働時間を超える時間数
限度時間を超えて労働させることができる回数(①については、労働の時間数を合算した時間数(②-⑤については任意))
延長することができる時間数
法定労働時間を超えたる労働に係る割増賃金率

限度時間を超過して労働させる場合における手続	(該当する番号)	(具体的内容)
限度時間を超過して労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置		
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと(医業に従事する医師は除く。)		
<input type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)		

【医業に従事する医師】
 上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ1年について960時間(B水準医療機関若しくはC水準医療機関において当該指定に係る業務に従事する医師又は連携B水準医療機関から他の病院若しくは診療所に派遣される医師(当該指定に係る派遣に係るものに限る。))については1,860時間)以下でなければならず、かつ1箇月について100時間以上となることが見込まれる医師について、面接指導を実施し、健康確保のために必要な就業上の適切な措置を講ずる場合は、1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が100時間以上になつても差し支えない。)

③-⑤の場合、都道府県知事からB水準医療機関、連携B水準医療機関又はC水準医療機関としての指定を受けていること。
 (チェックボックスに要チェック)

協定で定める1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が100時間以上である場合には、以下の措置を講ずること。
 1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が100時間以前に疲労の蓄積の状況等を確認し、面接指導を行うこと(②で疲労の蓄積が認められない場合は、100時間以上となつた後での面接指導でも差し支えない)。また、面接指導を行った医師の意見を踏まえ、労働者の健康確保のために必要な就業上の適切な措置を講ずること。
 (チェックボックスに要チェック)
 (チェックボックスに要チェック)
 (チェックボックスに要チェック)

③-⑤の場合、1年の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が960時間を超過することが見込まれる者に対して、勤務間インターバルの確保等により休息時間を確保すること。
 (チェックボックスに要チェック)

協定の成立年月日 年 月 日
 協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の氏名 職名
 協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法()
 (チェックボックスに要チェック)

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表すること。
 (チェックボックスに要チェック)
 (チェックボックスに要チェック)
 上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。
 (チェックボックスに要チェック)

年 月 日
 使用者 職名
 氏名 氏名
 労働基準監督署長殿

様式第9号の5（第70条関係）

（記載心得）

1 労働基準法第36条第1項の規定において同法第141条第2項に規定する事項に関する定めを補った場合に於ける本様式の記入に当たっては、次のとおりとする。

(1) 「A水産医療機関」とは病院（医業法第1条の5第1項に規定する病院をいう。）若しくは診療所（同法第2項に規定する診療所をいう。）又は介護老人保健施設（介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。）若しくは介護老人保健施設（同法第29項に規定する介護老人保健施設をいう。）のうち医療法に基づき次のいずれかの指定を受けていないものをいい、「B水産医療機関」とは医療法第113条第1項の規定による指定を受けた病院又は診療所を、「C水産医療機関」とは同法第119条第1項又は第120条第1項の規定による指定を受けた病院又は診療所をいうこと。

(2) 「臨時的に限定時間を越えて労働させることができる場合」の欄には、当該事業場における通常見許することのできない業務量の大幅な増加に伴い、臨時的に限定時間を越えて労働させる必要がある場合をできる限り具体的に記入すること。なお、業務の都合上必要な場合、業務上やむを得ない場合等恒常的な長時間労働を招くおそれがあるものを記入することは認められないことに留意すること。

(3) 「業務の種類」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせる必要がある業務を具体的に記入し、労働基準法第36条第6項第1号の健康上特に有害な業務については協定をした場合には、当該業務を他の業務と区別して記入すること。なお、業務の種類を記入するに当たっては、業務の区分を細分化することにより当該業務の範囲を明確にしなければならないことに留意すること。

(4) 「起算者数（満18歳以上の者）」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる労働者の数を記入すること。

(5) 「起算日」の欄には、本様式における「時間外労働・休日労働に関する協定書」の起算日と同じ年月日を記入すること。

(6) 「延長する」とができる時間数及び休日労働時間数」の欄には、労働基準法第32条が第32条の5まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間（以下「法定労働時間」という。）を電える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数であつて、「起算日」において定める日から1箇月ごとについての延長することができる限度となる時間数を100時間未満の範囲内で記入すること（医業に従事する医師については、労働基準法施行規則第69条の3第2項第2号から第4号まで又は医療法第百二十八条の規定により読み替えて適用する労働基準法第百四十一条第二項の厚生労働令で定める時間等を定める場合を3条第1項第2号から第4号までに規定するところにより面接指導を実施し、健康確保のために必要な就業上の適切な措置を講ずることとしており、この場合を除く。）。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数を併せて記入することができる。

「延長することができる時間数」の欄には、法定労働時間を越えて延長することができる時間数を記入すること。「1年」にあつては、「起算日」において定める日から1年についての延長することができる限度となる時間数を、医業に従事する医師以外の者については720時間の範囲内、医業に従事する医師については960時間（水産医療機関又はC水産医療機関において当該指定に係る業務に従事する医師については1,860時間）の範囲内で記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。

なお、これらの欄に記入する時間数にのみならず、医業に従事する医師以外の者については、時間外労働及び休日労働を合算した時間数が1箇月について100時間以上となつた場合、及び2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えた場合には労働基準法違反（同法第119条の規定により6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金）となることに留意すること。また、医業に従事する医師となつた場合（労働基準法施行規則第69条の3第2項第2号から第4号まで又は医療法第百二十八条の規定により読み替えて適用する労働基準法第百四十一条第二項の厚生労働令で定める時間等を定める場合を3条第1項第2号から第4号までに規定するところにより面接指導等を行った場合（A水産医療機関で勤務する医師等については第3条第1項第2号から第4号までに規定する場合））及び1年について960時間（B水産医療機関又はC水産医療機関において当該指定に係る業務に従事する医師又は連携した水産医療機関から他の病院若しくは診療所に派遣された医師（当該指定に係る派遣に係るものに限る。））については1,860時間を超えた場合には労働基準法違反（同法第141条第5項の規定により6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金）となることに留意すること。

(7) 医業に従事する医師以外の者については、「限定時間を越えて労働させることができる回数」の欄には、限定時間（1箇月45時間（対象期間が3箇月を超える1年単位の变形労働時間間隔により労働する者については、42時間））を越えて労働させることができる回数を6回の範囲内で記入すること。

(8) 「限定時間を越えた労働に係る割増賃金率」の欄には、限定時間を超える時間外労働に係る割増賃金の率を記入すること。なお、当該割増賃金の率は、法定割増賃金を超える率とするよう努めると。

(9) 「限定時間を越えて労働させる場合における手続」の欄には、協定の締結当事者間の手続として、「協議」、「通告」等具体的な内容を記入すること。

(10) 「限定時間を越えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置」の欄には、以下の番号を（該当する番号）に選択して記入した上で、その具体的内容を「（具体的内容）」に記入すること。

- ① 労働時間が一定時間を超えた労働者に医師による面接指導を実施すること。
- ② 労働基準法第37条第4項に規定する時刻の間において労働させる回数を1箇月について一定回数にとすること。
- ③ 終業から始業までに一定期間以上の継続した休息時間を確保すること。
- ④ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じた、代休日又は特別な休暇を付与すること。
- ⑤ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施すること。
- ⑥ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを促すこと。
- ⑦ 心とからだの健康問題についての相談窓口を設置すること。
- ⑧ 労働者の勤務状況及びその健康状態に配慮し、必要な場合には適切な部署に配置転換をすること。
- ⑨ 必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は労働者に産業医等にによる保健指導を受けさせること。
- ⑩ その他

2 (1) 労働基準法第36条第6項第2号及び第3号の要件を満たす趣旨のチェックボックスについて、「2箇月から6箇月まで」とは、起算日をまたぐケースも含め、連続した2箇月から6箇月までの期間を指すことに留意すること。また、チェックボックスがない場合には有効な協定とはならないことに留意すること（医業に従事する医師は除く。）。

(2) 「医業に従事する医師」とは、労働基準法第141条第1項に規定する医師をいうこと。

(3) 「医業に従事する医師」とは、労働時間の上限を遵守する場合のチェックボックスに係る記載並びに協定で定める1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が100時間以上である場合のチェックボックスに係る記載中「面接指導及び健康確保のために必要な就業上の適切な措置」とは、労働基準法施行規則第69条の3第2項第2号から第4号まで又は医療法第百二十八条の規定により読み替えて適用する労働基準法第百四十一条第二項の厚生労働令で定める時間等を定める場合を3条第1項第2号から第4号までに規定するものであること。

(4) 1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が155時間（医療法施行規則に定める時間）を越えた場合に行うべき労働時間短縮のための具体的な措置は、医療法第108条第6項に規定する措置とする。

(5) 1年の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が960時間を超えることが見込まれる者に対して行われるべき勤務間インターバルの確保等による休息時間の確保は、医療法第123条第1項及び第2項に規定するものとする。

(6) 医業に従事する医師についてチェックボックスが設けられている項目のうち、該当する項目であるにもかかわらず、チェックボックスにチェックがない場合には有効な協定とはならないことに留意すること。

3 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者（協定者）とし、なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出すること。これらの要件を満たさない場合は、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合は、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。

4 本様式をもつて協定とする場合においても、協定当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかなるような方法により締結されるよう留意すること。

5 本様式で記入部分がない場合は同一様式を使用すること。この場合、必要のある事項のみ記入することとで差し支えない。

（備考）

1 労働基準法第38条の4第5項の規定により、労使委員会が設置されている事業場において、本様式を労使委員会の決議として提出する場合には、委員の5分の4以上の多数により行われたものである旨、委員会の委員、委員の氏名を記入した用紙を別添提出することとし、本様式中「協定」とあるのは「労使委員会決議」とし、「協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）」の選出方法」とあるのは「委員の過半数を代表する者の場合」の選出方法」と読み替えるものとする。なお、委員の氏名を記入するに当たっては、推薦に基づき指名された委員とその他の委員とを区別することとし、推薦に基づき指名された委員の氏名を記入するに当たっては、推薦に基づき指名された委員とその他の委員とを区別することとし、推薦に基づき指名された委員の氏名を記入するに当たっては、推薦に基づき指名された委員の氏名を記入することとする。

2 労働時間等の設定に際しては、労働時間等設定改善委員会が設置されている事業場において、本様式を労働時間等設定改善委員会の決議として提出し、提出した場合は、委員の5分の4以上の多数により行われたものである旨、委員会の委員数、委員の氏名を別添提出することとし、本様式中「協定」とあるのは「労働時間等設定改善委員会の決議」とし、「協定の当事者である労働組合」とあるのは「委員会の委員の過半数を代表する者の場合」の選出方法」とあり、「協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）」の選出方法」とあるのは「委員会の委員の過半数を代表する者の場合」の選出方法」と読み替えるものとする。なお、委員の氏名を記入するに当たっては、推薦に基づき指名された委員とその他の委員とを区別することとし、推薦に基づき指名された委員の氏名を記入するに当たっては、推薦に基づき指名された委員の氏名を記入することとする。

附則

1 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の日前にされた労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第四百四十一条第四項の規定により読み替えて適用する同法第三十六条第一項の協定（同条第二項第二号の対象期間の初日が施行の日以後であるもの及び当該協定を更新しようとする旨の協定が同日以後にされるものを除く。）を同日以後に同条の規定により届け出る場合には、なお従前の様式によることができる。

○厚生労働省令第六号

労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十六条第二項第五号並びに医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第二百二十八条の規定により読み替えて適用する労働基準法第四百四十一条第二項及び第三項の規定に基づき、医療法第二百二十八条の規定により読み替えて適用する労働基準法第四百四十一条第二項の厚生労働省令で定める時間等を次のとおり定める。

令和四年一月十九日

厚生労働大臣 後藤 茂之

医療法第二百二十八条の規定により読み替えて適用する労働基準法第四百四十一条第二項の厚生労働省令で定める時間等を定める省令

第一条 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第二百二十八条の規定により読み替えて適用する労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号。以下「法」という。）第四百四十一条第二項の厚生労働省令で定める時間は、労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号。以下「規則」という。）第六十九条の四の規定にかかわらず、次の各号に掲げる規則第六十九条の二に規定する医師（以下「特定医師」という。）の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

一 医療法第二百二十八条第一項の規定に基づき特定地域医療提供機関として指定されている病院（同法第一条の五第一項に規定する病院をいう。以下この条において同じ。）又は診療所（同法第一条の五第二項に規定する診療所をいう。以下この条において同じ。）（第三条第一項において「特定地域医療提供機関」という。）において当該指定に係る業務に従事する特定医師、同法第二百二十九条第一項の規定に基づき技能向上集中研修機関として指定されている病院又は診療所（第三条第一項及び附則第二項において「技能向上集中研修機関」という。）において当該指定に係る業務に従事する特定医師又は同法第二百二十九条第一項の規定に基づき特定高度技能研修機関として指定されている病院又は診療所（第三条第一項及び附則第二項において「特定高度技能研修機関」という。）において当該指定に係る業務に従事する特定医師、労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させることができる時間について、一箇月について百時間未満及び一年について一千八百六十時間。ただし、法第三十六条第一項の協定に第三条第一項第二号から第四号までに規定する事項を定めた場合にあつては、一年について一千八百六十時間とする。

二 医療法第二百二十八条第一項の規定に基づき連携型特定地域医療提供機関として指定されている病院又は診療所（第三条第一項において「連携型特定地域医療提供機関」という。）から他の病院又は診療所に派遣される特定医師（同法第二百二十八条第一項に規定する派遣に係るものに限る。）労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させることができる時間について、一箇月について百時間未満及び一年について九百六十時間。ただし、法第三十六条第一項の協定に、第三条第一項第四号までに規定する事項を定めた場合にあつては、一年について九百六十時間とする。

第二条 医療法第二百二十八条の規定により読み替えて適用する法第四百四十一条第三項の厚生労働省令で定める時間は、規則第六十九条の五の規定にかかわらず、労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させる時間については、一箇月について百時間未満及び一年について一千八百六十時間とする。ただし、次条第一項第二号に規定する面接指導が行われ、かつ、同項第四号に規定する措置が講じられた特定医師については、一年について一千八百六十時間とする。

第三条 特定地域医療提供機関、連携型特定地域医療提供機関、技能向上集中研修機関及び特定高度技能研修機関において法第三十六条第一項の協定をする場合には、規則第六十九条の三第二項の規定にかかわらず、法第三十六条第二項第五号の厚生労働省令で定める事項として、規則第六十九条の三第一項の規定により読み替えて適用する規則第十七条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 対象期間における一日、一箇月及び一年のそれぞれの期間について労働時間を延長して労働させることができる時間又は労働させることができる休日の日数

二 規則第六十九条の三第二項第二号に規定する管理者（以下この項において「管理者」という。）に、一箇月について労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させる時間が百時間以上となることが見込まれる特定医師に対して同号に規定する面接指導を行わせること。

三 管理者に、前号の規定による面接指導（面接指導の対象となる特定医師の希望により、当該管理者の指定した医師以外の医師が行った面接指導であつて、当該管理者がその結果を証明する書面の提出を受けたものを含む。）の結果に基づき、当該面接指導を受けた特定医師の健康を保持するために必要な措置について、当該面接指導が行われた後（当該管理者の指定した医師以外の医師が当該面接指導を行った場合にあつては、当該管理者がその結果を証明する書面の提出を受けた後）、遅滞なく、当該面接指導を行った医師の意見を聴かせること。

四 管理者に、第二号の規定による面接指導を行った医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該面接指導を受けた特定医師の実情を考慮して、遅滞なく、労働時間の短縮、宿直の回数の減少その他の適切な措置を講じさせること。

五 管理者に、医療法第二百二十八条第六項の規定により、一箇月について労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させる時間が特に長時間である特定医師に対して労働時間の短縮のために必要な措置を講じさせること。

六 管理者に、医療法第二百二十九条第一項及び第二項の規定により、休息時間を確保させること。

前項第三号の書面は、当該特定医師の受けた面接指導について、次に掲げる事項を記載したものでなければならない。

- 一 実施年月日
- 二 当該面接指導を受けた特定医師の氏名
- 三 当該面接指導を行った医師の氏名
- 四 当該面接指導を受けた特定医師の睡眠の状況
- 五 当該面接指導を受けた特定医師の疲労の蓄積の状況
- 六 前二号に掲げるもののほか、当該面接指導を受けた特定医師の心身の状況

3 第一項第二号から第五号までの事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める場合には、法第三十六条第一項の協定に定めないことができる。

一 第一項第二号から第四号までに掲げる事項 一箇月について労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させる時間が百時間以上となることが見込まれない場合

二 第一項第五号に掲げる事項 一箇月について労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させる時間が特に長時間となることが見込まれない場合

附 則

1 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

2 第一条及び第二条（技能向上集中研修機関において当該技能向上集中研修機関が受けた指定に係る業務に従事する特定医師及び特定高度技能研修機関において当該特定高度技能研修機関が受けた指定に係る業務に従事する特定医師に係る部分を除く。）に規定する時間については、令和十八年三月三十一日を目途に当該時間を規則第六十九条の四及び第六十九条の五に規定する時間とすることを目標として、この省令の施行後三年ごとに、特定医師の労働時間の動向その他の状況を勘案して必要な見直しを行うものとする。

○厚生労働省告示第六号

労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）第六十九条の三第二項第二号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める要件を次のように定め、令和六年四月一日から適用する。

令和四年一月十九日

厚生労働大臣 後藤 茂之

一 労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）第六十九条の三第二項第二号に規定する管理者（以下「管理者」という。）が、事前に次に掲げる事項を確認した上で、一箇月について労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させる時間（以下「時間外・休日労働時間」という。）が百時間に達するまでの間に行われるものであること。ただし、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第四十一条第一項に規定する医業に従事する医師のうち、医療法（昭和二十二年法律第二百五号）第二百二十二条第一項に規定する特定労務管理対象機関において勤務する医師（医療法第二百二十八条の規定により読み替えて適用する労働基準法第四十一条第二項の厚生労働省令で定める時間等を定める省令（令和四年厚生労働省令第六号）第一条第一号及び第二号に掲げる者に限る。）以外の医師については、疲労の蓄積が認められない場合は、時間外・休日労働時間が百時間に達するまでの間又は百時間以上となった後に遅滞なく行われるものであること。

イ 時間外・休日労働時間が百時間以上となることが見込まれる者（以下「面接指導対象医師」という。）の勤務の状況

ロ 当該面接指導対象医師の睡眠の状況

ハ 当該面接指導対象医師の疲労の蓄積の状況

ニ 口及びハに掲げるもののほか、当該面接指導対象医師の心身の状況

ホ 面接指導を受ける意思の有無

二 医療法第八十一条に規定する面接指導実施医師（以下「面接指導実施医師」という。）により行われるものであること。

三 当該面接指導を行う面接指導実施医師が、管理者から、面接指導対象医師の労働時間に関する情報その他の面接指導を適切に行うために必要な情報として次に掲げるものの提供を受けていること。ただし、イに掲げる情報については当該面接指導対象医師の時間外・休日労働時間が百時間以上となることが見込まれることの確認を行った後速やかに、ロに掲げる情報については当該面接指導実施医師から当該情報の提供を求められた後速やかに、それぞれ提供されなければならない。

イ 当該面接指導対象医師の氏名及び当該面接指導対象医師に係る第一号イからホまでに掲げる事項に関する情報

ロ イに掲げるもののほか、当該面接指導対象医師の業務に関する情報であつて当該面接指導実施医師が当該面接指導対象医師の面接指導を適切に行うために必要と認めるもの

四 当該面接指導実施医師が次に掲げる事項について確認を行うものであること。

イ 当該面接指導対象医師の勤務の状況

ロ 当該面接指導対象医師の睡眠の状況

ハ 当該面接指導対象医師の疲労の蓄積の状況

ニ 口及びハに掲げるもののほか、当該面接指導対象医師の心身の状況